



剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。

（貯蔵の区分）

**第十九条** 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
[略]	[略]
<u>がん具煙火（第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。）その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下次条において「がん具煙火等」という。）</u>	がん具煙火貯蔵庫
[略]	[略]

2～4 [略]

（最大貯蔵量）

**第二十条** 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。ただし、同表(2)に掲げる火薬について、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合は、同表(1)に掲げる火薬として扱う。

[表略]

2・3 [略]

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。この場合において、第一項の表(2)に掲げる火薬を使用した火工品であつて、爆薬を使用したもの又は爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵するものは、当該火工品を第一項の表(1)に掲げる火薬を使用したものとして扱うこととする。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を

（貯蔵の区分）

**第十九条** 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
[略]	[略]
<u>がん具煙火（第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。）</u>	がん具煙火貯蔵庫
[略]	[略]

2～4 [略]

（最大貯蔵量）

**第二十条** 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

[表略]

2・3 [略]

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火を五

五トンを超えて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

**第四十九条** 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一～三 [略]

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火七十五個以下（直径六センチメートルを超えるものの個数が二十五個以下であって、直径十センチメートルを超えるものの個数が十個以下である場合に限る。）、仕掛煙火に使用する炎管二百個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）三百個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。）であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬五十グラム以下の煙火八十五個以下（その原料をなす火薬又は爆薬十五グラム

トンを超えて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

**第四十九条** 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一～三 [略]

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径六センチメートル以下の球状の打揚煙火五十個以下、直径六センチメートルを超え直径十センチメートル以下の球状の打揚煙火十五個以下、直径十センチメートルを超え直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火十個以下、二百個以下の焰管を使用した仕掛煙火一台、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）三百個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。）であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラム以下の煙火五十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラム

<p>を超えるものの個数が三十五個以下であつて、その原料をなす火薬又は爆薬三十グラムを超えるものの個数が五個以下である場合に限る。)又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)〇・一グラム以下の煙火無制限 五～九 [略]</p>	<p>を超え三十グラム以下の煙火三十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬三十グラムを超え五十グラム以下の煙火五個以下又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)〇・一グラム以下の煙火無制限 五～九 [略]</p>
備考 表中の[ ]は注記である。	

第二十条第一項の表を次のように改める。

火薬庫の種類		火薬庫の種類								
		一級火薬庫	二級火薬庫	三級火薬庫	水蓄火薬庫	実包火薬庫	煙火火薬庫	がん具煙火貯蔵庫	導火線庫	
(1)	火薬(特定コンポジット推進薬を除く。)	八十トン	二十トン	五十キログラム	四百トン					
(2)	特定コンポジット推進薬	四百トン	百トン	五十キログラム						
(3)	爆薬(特定硝安油剤爆薬等を除く。)	四十トン	十トン	二十五キログラム	二百トン					
(4)	特定硝安油剤爆薬等	四十八トン	十二トン	二十五キログラム						
(5)	工業雷管及び電気雷管	四千万個	一千万個	一万個						
(6)	信号雷管	一千万個		一万個						
(7)	導爆線	二千キロメートル	五百キロメートル	千五百メートル						
(8)	銃用雷管	四億個		四十万個						
(9)	実包及び空包	八千万個	二千万個	六万個		八千万個				
(10)	信管及び火管	二百万個		三万個						
(11)	コンクリート破碎器	四百万個	百万個	一万個			二十五万個			
(12)	導火管付き雷管	一千万個	二百五十万個	二千五百個						
(13)	制御発破用コード	四百キロメートル	百キロメートル	三百メートル						

(14)	信号炎管及び 信号火せん	八十トン		百キログ ラム			五トン	
(15)	煙火並びに煙 火の原料用火 薬及び爆薬	四十トン					五トン	
(16)	信号炎管及び 信号火せんの 原料用火薬及 び爆薬						五トン	
(17)	がん具煙火等						十ト ン	
(18)	導火線及び電 気導火線	無制限	無制限	無制限			無制限	無 制 限
(19)	導火管	無制限	無制限	無制限				無 制 限

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示 第七十九号

火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b>（第三条、第十二条、第十三条関係） 表 [略] 備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、<u>規則第1条の6第1項又は第2項</u>の例により爆薬に換算した数量とする。</p> <p>3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6第1項の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。</p> <p>4～17 [略]</p>	<p><b>別表</b>（第三条、第十二条、第十三条関係） 表 [略] 備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、<u>規則第1条の6</u>の例により爆薬に換算した数量とする。</p> <p>3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。</p> <p>4～17 [略]</p>
備考 表中の [ ] は注記である。	

○経済産業省告示 第八十号

不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年経済産業省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<b>別表</b> 表 [略] 備考 1 停滞量の範囲の項の数量は、規則 <u>第一条の六</u> <u>第一項</u> の例により爆薬に換算した数量とする。 2 [略]	<b>別表</b> 表 [略] 備考 1 停滞量の範囲の項の数量は、規則 <u>第一条の六</u> の例により爆薬に換算した数量とする。 2 [略]
備考 表中の [ ] は注記である。	

○**経済産業省告示 第八十一号**

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示を次のように定める。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の七の経済産業大臣が定める硝安油剤爆薬又は含水爆薬は、次に掲げるものとする。

- 一 日本産業規格K四八〇一（二〇〇六）に規定する硝安油剤爆薬
- 二 日本産業規格K四八二七（二〇〇四）に規定する含水爆薬

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

○**経済産業省告示 第八十二号**

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示を次のように定める。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十九条第一項の表に規定するその他煙火であって経済産業大臣が定めるものとは、火薬類取締法施行規則第一条の五第一号イ(1)又はホ(1)若しくは(2)に該当するがん具として用いられる煙火の半製品であって、火薬又は爆薬が填薬された筒（外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経て、がん具として用いられる煙火になるものに限る。）とする。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示 第二百三号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年九月十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一～三十九 [略]</p> <p><u>四十 針なし注射器用アクチュエーターに用いる火工品（電気点火により、内蔵する火薬を燃焼させて圧力を発生させることにより針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造のものに限る。）であって、次の要件を満たすもの</u></p> <p><u>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。</u></p> <p><u>ロ ケースはステンレス鋼その他の合金製であること。</u></p> <p><u>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</u></p> <p><u>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</u></p> <p><u>四十一 針なし注射器用アクチュエーターに用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの</u></p> <p><u>イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。</u></p> <p><u>ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・三〇〇グラム以下であること。</u></p> <p><u>ハ 電気点火により、ガスを発生させて針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造であること。</u></p> <p><u>ニ ケースはアルミニウム合金その他の合金製であること。</u></p> <p><u>ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</u></p> <p><u>ヘ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</u></p>	<p>一～三十九 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の [ ] は注記である。</p>	

○経済産業省令第七十三号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第七条第二号及び第二十六条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年十月十五日

経済産業大臣 萩生田光一

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 「略」

一〇七 「略」

七の二 電流により作動する機構を持つ火工品  
を取り扱う危険工室等には、電波を発する機  
器を携行しないこと。やむを得ず携行する場  
合には、当該火工品が爆発し又は発火するお  
それがないよう、当該火工品に対して間隔を  
とる等の適切な措置を講ずること。

八〇三十五 「略」

二・三 「略」

(火薬類の取扱い)

第五十一条 「略」

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 「略」

一〇七 「略」

「新設」

八〇三十五 「略」

二・三 「略」

(火薬類の取扱い)

第五十一条 「略」

一 「略」

二 火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なった容器に収納すること。ただし、火工所（第五十二条の二第一項の規定により設けられたものをいう。以下この条及び次条において同じ。）において薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。

一 「略」

二 火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なった容器に収納すること。ただし、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所において薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。

---

三 火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱その他の運搬専用の安全な用具を使用すること。

三の二 「略」

四 電気雷管は、脚線が露出しないような容器に収納して運搬すること。

---

三 火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱等を使用すること。

三の二 「略」

四 電気雷管を運搬する場合には、脚線が裸出しないような容器に収納し、乾電池その他電路の裸出している電気器具を携行せず、かつ、電灯線、動力線その他漏電のおそれのあるものにできるだけ接近しないこと。

---

四の二 電気雷管を運搬する場合には、次のイ

からハまでのいずれにも適合すること。ただ

し、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管で

あつて、電波又は電流により意図に反して爆

発しないよう措置を講じたもの（以下「電子

雷管」という。）を運搬する場合は、この限

りでない。

イ 乾電池その他電路の露出している電気器

具を携行しないこと。

ロ 電波を発する機器を携行しないこと。や

むを得ず携行する場合は、当該電気雷管が

爆発するおそれがないよう、当該電気雷管

に対して間隔をとる等の適切な措置を講ず

〔新設〕

る」と。

ハ 電灯線、動力線その他漏電のおそれがあるものにできるだけ接近しないこと。

五 「略」

六 凍結したダイナマイト等は、爆発又は発火のおそれがない適切な方法で融解すること。ただし、火気、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。

七 「略」

八 使用に適さない火薬類は、その旨を明記したうえで、火薬類取扱所（次条第一項本文の

五 「略」

六 凍結したダイナマイト等は、摂氏五十度以下の温湯を外槽に使用した融解器により、又は摂氏三十度以下に保つた室内に置くことにより融解すること。ただし、裸火、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。

七 「略」

八 使用に適しない火薬類は、その旨を明記したうえで、次条第一項本文の規定により設け

規定により設けられたものをいう。以下この条において同じ。）に返送すること。ただし、次条第一項第一号又は第二号の場合にあつては火工所、同項第三号の場合にあつては火薬庫に返送すること。

九 「略」

十 電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、当該電気雷管が爆発するおそれがない方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。

十一 「略」

られた火薬類取扱所（同項第一号の場合にあつては、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所、第五十二条第一項第二号の場合にあつては火薬庫）に返送すること。

九 「略」

十 電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、 $0.01$ アンペア（半導体集積回路を組み込んだ電気雷管にあつては $0.3$ アンペア）を超えないものを用い、かつ、危害予防の措置を講ずること。

十一 「略」

十二 一日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。）は、火薬類取扱所（次条第一項第一号又は第二号の場合にあつては火工所）を経由させること。ただし、次条第一項第三号の場合は、この限りでない。

十三 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、火薬類取扱所、火工所又は発破場所

十二 一日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。）は、次条第一項本文の規定により設けられた火薬類取扱所（同項第一号の場合にあつては、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所）を経由させること。ただし、次条第一項第二号の場合は、この限りでない。

十三 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次条第一項本文の規定により設けら

以外の場所に火薬類を存置しないこと。

十四く十八 「略」

(火薬類取扱所)

第五十二条 「略」

一 「略」

二 土地の事情その他やむを得ない事情により

、火薬類取扱所を設けることができない消費

場所であつて、一日の火薬類消費回数が一で

あり、かつ、火工所として、第三項第二号か

ら第四号までの規定に適合する建物を設けた

場合(この場合において、同項第二号から第

れた火薬類取扱所、第五十二条の二第一項の  
規定により設けられた火工所又は発破場所以  
外の場所に火薬類を存置しないこと。

十四く十八 「略」

(火薬類取扱所)

第五十二条 「略」

一 「略」

「新設」

四号までの規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。」

三 一回の火薬類消費ごとに火薬庫から消費場所に火薬類を持ち込む場合であつて、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合

2  
〔略〕

3  
〔略〕

一  
〔略〕

二 火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

二 一日の火薬類消費回数が一である場合であつて、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合

2  
〔略〕

3  
〔略〕

一  
〔略〕

二 火薬類取扱所には建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、平家建の鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とす

三 火薬類取扱所の建物の屋根の外面には、金属板、スレート板、瓦その他の不燃性物質を使用すること。

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできただけ鉄類を表さないこと。

四 火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

ること。

三 火薬類取扱所の建物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、建物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

「新設」

四 火薬類取扱所の建物の入口の扉は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、その外面に厚さ二ミリメートル以上の鉄板を張つたものとし、かつ、錠（なん

---

五 火薬類取扱所に暖房設備を設ける場合には、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃烧しやすい物と隔離すること。

六 火薬類取扱所に照明設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

---

きん錠及びび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

五 暖房の設備を設ける場合には、温水、蒸気又は熱気以外のものを使用しないこと。

六 火薬類取扱所の建物内を照明する設備を設ける場合には、火薬類取扱所の建物内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該取扱所の建物内において電導線を表さないこと。ただし、安全な装置を施した定着電灯を使用し、配線は金属管工事又はキャブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル

---

七 火薬類取扱所の周囲には、適当な境界柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

八 火薬類取扱所内には、見やすい場所に火薬類の取扱いに必要な法規及び注意事項を掲示すること。

九 火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。

十、十二 「略」

工事により、かつ、自動遮断器又は開閉器を火薬類取扱所の建物外に設けるときは、この限りでない。

七 火薬類取扱所の周囲には、適当な境界さくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。

八 火薬類取扱所内には、見やすい所に取扱いに必要な法規及び心得を掲示すること。

九 火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

十、十二 「略」

---

十三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

4 第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であつて、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第三号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

---

十三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

4 第五十四条の三に規定する構造物解体用発破を行う場合であつて、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第四号から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

---

一・二 「略」

「削る」

- 三 火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

(火工所)

第五十二条の二 「略」

- 2 前条第一項ただし書第一号又は第二号の規定により火薬類取扱所を設けないことができる場合には、前項の火工所において火薬類の管理及び発破の準備を行うことができる。この場合において、当該火工所は、一の消費場所について

一・二 「略」

- 三 火薬類取扱所の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

- 四 火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

(火工所)

第五十二条の二 「略」

- 2 前条第一項ただし書第一号の規定により火薬類取扱所を設けないことができる場合には、前項の火工所において火薬類の管理及び発破の準備を行なうことができる。この場合において、当該火工所は、一の消費場所について一箇所と

一箇所とする。

3 第一項の火工所は、前条第三項第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定（前項の場合にあつては、前条第三項第十一号の規定を含む。）を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。

一・二 「略」

三 火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、前条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工

する。

3 第一項の火工所は、前条第三項第五号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。

一・二 「略」

三 火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。

所」と読み替えるものとする。は、この限りでない。

#### 四 削除

五 火工所の周囲には、適当な柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警

四 火工所内を照明する設備を設ける場合には、火工所内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該火工所内において電導線を表わさないこと。ただし、安全な装置を施した定着電灯を使用し、配線は金属管工事又はキャブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動しや断器又は開閉器を火工所外に設けるときは、この限りでない。

五 火工所の周囲には、適当なさくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」

戒札を掲示すること。

六 「略」

七 火工所には、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火薬類を持ち込まないこと。ただし、前項に掲げる場合（前条第一項第二号の場合であつて、火工所において薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付ける作業を行うとき又は火工所にこれらを取り付けた薬包を存置するときを除く。）については、この限りでない。

（発破）

第五十三条 「略」

等と書いた警戒札を建てること。

六 「略」

七 火工所には、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火薬類を持ち込まないこと。ただし、前項に掲げる場合については、この限りでない。

（発破）

第五十三条 「略」

---

一 発破場所に携行する火薬類の数量は、当該作業に使用する消費見込量を超えないこと。

二 発破場所においては、責任者を定め、火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装填方法をその都度記録させること。

三 装填が終了し、火薬類が残った場合には、直ちに始めの火薬類取扱所（第五十二条第一項第三号の場合にあつては火薬庫）又は火工所に返送すること。

四 装填前に発破孔又は薬室の位置及び岩盤等の状況を検査し、適切な装填方法により装填を行うこと。

---

一 発破場所に携行する火薬類の数量は、当該作業に使用する消費見込量をこえないこと。

二 発破場所においては、責任者を定め、火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装てん方法をそのつど記録させること。

三 装填が終了し、火薬類が残った場合には、直ちに始めの火薬類取扱所（第五十二条第一項第二号の場合にあつては火薬庫。）又は火工所に返送すること。

四 装てん前に発破孔又は薬室の位置及び岩盤等の状況を検査し、適切な装てん方法により装てんを行なうこと。

---

五 発破による飛散物により人畜、建物等に損傷が生じるおそれがある場合には、損傷を防ぎ得る防護措置を講ずること。

六 前回の発破孔を利用して、削岩し、又は装填しないこと。

六の二 火薬又は爆薬を装填する場合には、その付近で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

七・八 「略」

九 火薬類を装填する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填機又は装填具を使用すること。ただし

五 発破による飛散物により人畜、建物等に損傷が生じるおそれのある場合には、損傷を防ぎ得る防護措置を講ずること。

六 前回の発破孔を利用して、削岩し、又は装填しないこと。

六の二 火薬又は爆薬を装てんする場合には、その付近で喫煙し、又は裸火を使用しないこと。

七・八 「略」

九 火薬類を装填する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填機又は装填具を使用すること。ただし

、坑内において、装填機のうち、硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装填するための設備を使用して硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔との間に空隙が生じないように密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。

十 硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装填するための設備（第四条の二第一項第三十号に規定する設備を除く。以下この条において「装填設備」という。）は、硝安油剤爆薬又

、坑内において、装填機のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔に装填するための設備（第四条の二第一項第三十号に規定する設備を除く。以下この条において「装填設備」という。）を使用して特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔との間に空隙が生じないように密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。

十 装填設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の装填中に異常が発生した場合に、直ちに装填を中止することができる構造とすること。

は含水爆薬の装填中に異常が発生した場合に、直ちに装填を中止することができると構造とすること。

十一 装填設備に備え付ける装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

十二 装填設備の内面は腐食し難く、かつ、硝酸油剤爆薬又は含水爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとすること。

十三 装填設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。

十四 装填設備には、鉄、砂れき、木片、ガラス片その他の異物が硝酸油剤爆薬又は含水爆

十一 装てん設備に備え付ける装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

十二 装てん設備の内面は腐食し難く、かつ、特定硝酸アンモニウム系爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとすること。

十三 装てん設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。

十四 装てん設備は常に掃除し、鉄又は砂れき等が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入する

薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

十五 装填設備により硝安油剤爆薬又は含水爆薬を装填する場合は、適切な圧力により装填を行うこと。

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

(ガス導管発破)

ことを防止し、強風による砂塵の飛揚がある場合には、装てん設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

十五 装てん設備により特定硝酸アンモニウム系爆薬を装てんする場合は、適切な圧力により装てんを行うこと。

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、附近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

(ガス導管発破)

第五十三条の三 「略」

一 ガス導管発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

二 ガス導管内に爆発性ガスを充填する場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 「略」

ロ 作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メー

第五十三条の三 「略」

一 ガス導管発破器には、点火する際を除くほか、錠を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講じ、かつ、当該錠又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

二 ガス導管内に爆発性ガスを充てんする場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 「略」

ロ 作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装てん箇所から三十メ

トル以上離れた安全な場所で充填すること。

三 点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充填されていることを確認すること。

(導火管発破)

第五十三条の四 「略」

一～三 「略」

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

トル以上離れた安全な場所で充てんすること。

三 点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充てんされていることを確認すること。

(導火管発破)

第五十三条の四 「略」

一～三 「略」

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火する際を除くほか、錠を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講じ、かつ、当該錠又は点火スイッチは点火作業

五 「略」

(電気発破)

第五十四条 「略」

一 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行<sub>レ</sub>う場合には、この限りでない。

二 電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確<sub>レ</sub>かめること。

に従事する者が自ら携帯すること。ただし、点火作業に従事する者が導火管の点火に用いる点火器を自ら携帯する場合は、この限りでない。

五 「略」

(電気発破)

第五十四条 「略」

一 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行<sub>レ</sub>なう場合には、この限りでない。

二 電気発破器及び乾電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確<sub>レ</sub>めること。

三 発破母線は、日本産業規格C三三〇七(二)

〇〇〇)「六〇〇Vビニル絶縁電線(IV)」に適

合する電線又はこれと同等以上の絶縁効力のある電線であつて、三十メートル以上の機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。

四 発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不ぞろいにしておくこと。

五 発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。

三 発破母線は、六百ボルトゴム絶縁電線以上

の絶縁効力のあるもので機械的に強力なものであつて三十メートル以上のものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。

四 発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させて置き、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不揃いにしておくこと。

五 発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電する虞が多いものから隔離すること。

六 「略」

七 動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路には電氣雷管が確実に爆発するための適当な電流が流れるようにすること。

八 電氣発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

九 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を

六 「略」

七 動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路には一アンペア以上の適当な電流が流れるようにすること。

八 電氣発破器には、点火する際を除くほか、錠を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講じ、かつ、当該錠又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

九 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を

試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所  
で実施すること。ただし、電気雷管が爆発するおそれがない電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。

十 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより電気雷管が意図に反して爆発しないよう措置を講ずること。

(坑道式発破)

試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所  
で実施すること。ただし、一ミリアンペア以下の光電池を使用した導通試験器を用いて試験する場合には、この限りでない。

〔新設〕

(坑道式発破)

第五十四条の二 「略」

一 坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破の注意事項を作成し、あらかじめこれを適当な箇所に掲示する等の方法によって作業者に周知し、これに従って作業をさせるようにすること。

二 坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と認めて推薦した者に行わせること。

三 坑道式発破の計画には、その箇所及びその附近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等

第五十四条の二 「略」

一 坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破心得を作成し、あらかじめこれを適当な箇所に掲示する等の方法によって作業者に熟知せしめ、これに従って作業をさせるようにすること。

二 坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と認めて推薦したものに行わせること。

三 坑道式発破の計画には、その箇所及びその附近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等

---

を詳細に検討して、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これに従って坑道式発破を実施すること。

四 火薬類は、薬室に密に装填し、かつ、吸湿するおそれがないように措置を講ずること。

五 坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起こらないように措置を講ずること。この場合において、

坑道内の導爆線は、複線とすること。

六 電気雷管を使用する場合には、その点火回路は、複雑にしないこと。

七 「略」

八 装填した爆薬が完全に爆発したかどうかを

---

を詳細に検討して、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これに従って坑道式発破を実施すること。

四 火薬類は、薬室に密に装てんし、かつ、吸湿する虞がないように措置を講ずること。

五 坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は電流回路は、切断その他の損傷が起こらないように措置を講ずること。この場合において、

坑道内の導爆線は、複線とすること。

六 電気雷管を使用する場合には、その電流回路は、複雑にしないこと。

七 「略」

八 装てんした爆薬が完全に爆発したかどうか

---

確認するために、発破時の崩壊状況を詳しく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。

九 「略」

(構造物解体発破)

第五十四条の三 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物（以下単に「構造物」という。）を解体するための発破（以下「構造物解体発破」という。）を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守らなければなら

を確認するために、発破時の崩壊状況をくわしく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。

九 「略」

(構造物解体用発破)

第五十四条の三 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物（以下単に「構造物」という。）を倒壊により解体するための発破（以下「構造物解体用発破」という。）を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守ら

ない。

一 構造物解体発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。

二 構造物解体発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。

三 構造物解体発破の計画の決定に際しては、必要に応じて試験発破を行い、その計画が適切であることを確認を行うこと。試験発破を

なければならない。

一 構造物解体用発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。

二 構造物解体用発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。

三 構造物解体用発破の計画の決定に際しては、試験発破を行い、その計画が適切であることとの確認を行うこと。この場合において、試

行う場合には、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。

四 構造物解体発破は、前三号の規定により定めた計画に従って実施すること。

五 構造物の地上部分の発破のため火薬類の装填を開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。

六 発破のため火薬類の装填を開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。

七 火薬類は発破孔に密に装填し、かつ、吸湿

試験発破は、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。

四 構造物解体用発破は、前三号の規定により定めた計画に従って実施すること。

五 構造物の地上部分の発破のため火薬類の装てんを開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。

六 発破のため火薬類の装てんを開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。

七 火薬類は発破孔に密に装てんし、かつ、必

により劣化するおそれがあるときは、吸湿しないよう措置を講ずること。

八 構造物内のガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起らないような措置を講ずること。

九 「略」

十 構造物の地上部分を電気発破により解体する場合であつて、落雷等により暴発を起すおそれがあるときは、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端を短絡させずに絶縁物で被覆すること。

要に応じ吸湿のおそれがないような措置を講ずること。

八 構造物内のガス導管、導火管又は電流回路は、切断その他の損傷が起らないような措置を講ずること。

九 「略」

十 構造物の地上部分を電気発破により解体するときには、落雷等により暴発を起すおそれがある場合には、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端を短絡させないこと。この場合において、発破母線の点火器に接続する側の端は絶縁物で被覆すること。

十一 点火により、装填した火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。

十二 構造物解体発破の点火及び前号に規定する解体状況の観測は、安全な位置で行うこと。

(不発)

第五十五条 装填された火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならぬ。

十一 点火により、装てんした火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。

十二 構造物解体用発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。

(不発)

第五十五条 装てんされた火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならぬ。

一・二 「略」

三 ガス導管発破の場合には第一号の措置、電気雷管（半導体集積回路を組み込んだものを除く。）によつた場合には前号の措置、導火管発破の場合には再点火できないような措置を講じた後それぞれ五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装填箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。

2 不発の装薬がある場合には、当該作業員立会の下で次の各号のいずれかの規定を守らなければ

一・二 「略」

三 ガス導管発破の場合には、第一号、電気雷管（半導体集積回路を組み込んだものを除く。）によつた場合には、前号の措置を講じた後五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には、前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には、点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装てん箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。

2 不発の装薬がある場合には、当該作業員立会の下で次の各号の規定の一を守らなければなら

ばならない。

- 一 不発の発破孔から〇・六メートル以上（手掘の場合にあつては〇・三メートル以上）の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。

## 二 「略」

- 三 不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しずつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装填し、再点火すること。

ない。

- 一 不発の発破孔から〇・六メートル以上（手掘の場合にあつては〇・三メートル以上）の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。

## 二 「略」

- 三 不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しずつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装てんし、再点火すること。

四 前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在するおそれがある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。

(発破終了後の措置)

第五十六条 発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めした後（坑道式発破にあつては、発破後三十分を経過して安全と認めした後）でなければ、何人も発破場所及びその付近に立入らせてはならない。

四 前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在する虞のある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。

(発破終了後の措置)

第五十六条 発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、天盤、側壁その他の岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めした後（坑道式発破にあつては、発破後三十分を経過して安全と認めした後）でなければ、何人も発破場所及びその付近に立入らせてはな

(コンクリート破砕器の消費)

第五十六条の二 消費場所においてコンクリート破砕器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第四号の二、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 一六 「略」

2・3 「略」

4 「略」

一・二 「略」

三 火工所にコンクリート破砕器を存置する場

合には、見張人を常時配置すること。ただし

らない。

(コンクリート破砕器の消費)

第五十六条の二 消費場所においてコンクリート破砕器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 一六 「略」

2・3 「略」

4 「略」

一・二 「略」

三 火工所にコンクリート破砕器を存置する場

合には、見張人を常時配置すること。

、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四 火工所の周囲には、適当な柵を設け、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

五 火工所に存置することのできるコンクリート破砕器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。

5 コンクリート破砕器により破砕を行う場合に

四 火工所の周囲には、適当な柵を設け、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。

五 火工所に存置することのできるコンクリート破砕器の数量は、一日の消費見込量をこえないこと。

5 コンクリート破砕器により破砕を行なう場合

---

は、第五十三条第一号、第二号、第四号から第七号まで及び第十六号並びに第五十四条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 薬筒に点火具を取り付ける作業は、火工所が設けられている消費場所においては、当該火工所において、火工所が設けられていない消費場所においては、消費場所内の安全な場所で行うこと。

二 コンクリート破砕器を装填する場合には、破砕孔にセメントモルタル、砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填具を

には、第五十三条第一号、第二号、第四号から第七号まで及び第十六号並びに第五十四条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 薬筒に点火具を取り付ける作業は、火工所が設けられている消費場所においては、必ず当該火工所において、火工所が設けられていない消費場所においては、消費場所内の安全な場所で行なうこと。

二 コンクリート破砕器を装てんする場合には、破砕孔にセメントモルタル、砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装てん

使用すること。

三 装填が終了し、コンクリート破砕器が残つた場合には、直ちに火工所（火工所が設けられていない消費場所にあつては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。

6 装填されたコンクリート破砕器が点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破砕を終了したときの措置については、第五十五条第一項及び第五十六条の規定を準用する。

（模型ロケットに用いられる火薬類の消費）

第五十六条の三の二 「略」

一〇三 「略」

具を使用すること。

三 装てんが終了し、コンクリート破砕器が残つた場合には、直ちに火工所（火工所が設けられていない消費場所にあつては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。

6 装てんされたコンクリート破砕器が点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破砕を終了したときの措置については、第五十五条第一項及び第五十六条の規定を準用する。

（模型ロケットに用いられる火薬類の消費）

第五十六条の三の二 「略」

一〇三 「略」

四 模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときには、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はファイバ板箱に入れ、静かに運搬すること。

五〇九 「略」

十 打ち上げ準備所には、「火気厳禁」、「立入禁止」等と書いた警戒札を掲示すること。

十一・十二 「略」

十三 秒速八メートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれがある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止する

四 模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときには、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はダンボール箱に入れ、静かに運搬すること。

五〇九 「略」

十 打ち上げ準備所には、「模型ロケット」及び「火気厳禁」と書いた警戒札を立てること。

十一・十二 「略」

十三 秒速八メートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれのある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止する

こと。

十四・十五 「略」

十六 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置しないこと。

十七〜二十五 「略」

二十六 模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

二十七 模型ロケットの点火に用いる電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

こと。

十四・十五 「略」

十六 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用いられる火薬類を置かないこと。

十七〜二十五 「略」

二十六 模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講じること。

二十七 模型ロケットの点火に用いる電気点火器は、点火するときを除くほか、安全キーを離脱させることにより点火できない状態とし

(煙火の消費)

第五十六条の四 「略」

一～三 「略」

四 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。

五～七 「略」

2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚げ

、かつ、当該安全キーを点火作業に従事する者が常時携帯する、又は打ち上げの準備作業中はランチロッドの先端に装着すること。

(煙火の消費)

第五十六条の四 「略」

一～三 「略」

四 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。

五～七 「略」

2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚等

等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

3 「略」

一・二 「略」

三 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。

四 煙火置場の周囲には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

五 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用

の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

3 「略」

一・二 「略」

三 煙火置場に煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。

四 煙火置場の周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。

五 煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を

---

する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。

4 「略」

一 「略」

二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、煙火の消費を中止すること。

三 「略」

四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをすること。

---

存置する場合には、これらにおおいをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。

4 「略」

一 「略」

二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。

三 「略」

四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。

---

五〇十六 「略」

5 「略」

一 点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。

二 点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。

三 落雷の危険がある場合には、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

四〇八 「略」

五〇十六 「略」

5 「略」

一 点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。

二 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、○・○アンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。

三 落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

四〇八 「略」

九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。

十 電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。

十一 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。

十二 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点

九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。

十 電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。

十一 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。

〔新設〕

火具が意図に反して発火しないよう措置を講ずること。

6  
〔略〕

一 〔略〕

二 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。

三〇六 〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

6  
〔略〕

一 〔略〕

二 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。

三〇六 〔略〕

附則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。